

SLN No.86 2000.8.31

## レコード製作者複製権の及ぶ範囲 —スターデジオ東京地裁判決（平成12年5月16日）—

### 1. はじめに

東京地方裁判所は平成12年5月16日にスターデジオに関する同種事件について、二つの判決を下した。第一事件は、平成10年（ワ）第17018号で、ビクターエンタテインメント株式会社外7社が原告となり、社団法人日本レコード協会が原告に補助参加し、株式会社第一興商と日本デジタル放送サービス株式会社を被告として、公衆送信の差止等と損害賠償を求めたものである。第二事件は、平成10年（ワ）第19566号で、日本コロムビア株式会社外7社が原告となり、社団法人日本レコード協会が原告に補助参加し、株式会社第一興商を被告として、放送の差止等及び損害賠償を求めた。

両事件ともほぼ同一の事実関係に対するものであるが、原告代理人が異なるので請求の趣旨や理論構成は異なっている。裁判所はいずれの事件においても原告の請求を認めなかつた。

本稿では、事案がいくらか単純な第二事件につきまず説明した後、第一事件について第二事件との違いを説明する。

### 2. 事実関係 — 第二事件（19566号）

- (1)原告らは、本件楽曲の実演を最初に固定したので、本件レコードの製作者として著作隣接権を有する。
- (2)被告は放送法上の委託放送事業者として、通信衛星放送サービス「スカイパーフェクトTV」で「第一興商スターデジオ100」という音楽中心のラジオ番組を無線送信している（ハードの提供は受託放送事業者である訴外日本サテライトシステムズである）。
- (3)その手順は次の通り。
  - ① 音楽CDのアナログ再生とデジタル変換
  - ② 圧縮
  - ③ 保有サーバへの収録
  - ④ 番組編成び編成サーバへのプログラムデータ形式による入力
  - ⑤ 編成サーバは、編成データに従って、保有サーバから必要な音楽データを送出サーバに送信して収録させる。
  - ⑥ 送出サーバから衛星への放出（アップリンク）、衛星から地上への送信

---

SOFTIC

©2000(財)ソフトウェア情報センター  
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル4階

TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398

E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp>

KEIRIN  この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

⑦ 公衆が受信アンテナで受信しデジタル受信チューナーで処理された上、スピーカー等で出力される。

(4)原告らは、①被告が上記公衆送信により、受信者による本件各音源のMDへの録音を惹起させており、複製権（著作権法96条）を侵害している。②被告が本件各音源を公衆送信するためにデジタル方式の保有サーバに収録することも複製権を侵害する、と主張した。

(5)そこで、上記(4)①につき放送の禁止を求め（請求の趣旨第一項「被告は、別紙音源目録記載の各音源を収録している各原告の発売に係る各商業用レコードを使用して、同音源を、そのまま全部、受信者に対し、ファックスサービスによりワンサイクルとして放送される順に音源の実演家名、タイトル及びワンサイクルの開示時間を事前に了知することができるようにして、又は、テレビ受像機の画面表示により放送中の音源に係る実演家名、タイトル及び演奏時間を同時に了知することができるようとした上で、反復継続してデジタル方式で放送してはならない。」）、(4)②につき、収録の禁止（著作権法112条1項）、音源の消去（同法112条2項）を求め、さらに2090万円の損害賠償を求めた。

### 3. 争点と当事者の主張 — 同じく第二事件（19566号）

本件の争点は、つぎのとおり。

- ① 受信者による本件各音源のMDへの録音は被告による複製権侵害になるか。
- ② 本件各音源を被告が保有サーバへ収録することは複製権侵害になるか（著作権法102条1項により準用される44条1項は本件に適用されるか。）。
- ③ 損害額

#### (1)争点1に関する当事者の主張（MDへの録音）

① 被告による本件各音源を受信した者の中に、受信チューナーに接続した録音機器によってMDに録音する者が相当数存在することが推認されるが、このような録音が受信者による本件各レコードの「複製」行為に当たることは明らかである。原告らは被告が送信することによって、受信者による複製を生じさせる行為はそれ自体原告らの複製権を侵害する行為と評しうると主張する。その理論構成として原告らは次の二つをあげる。

「解釈その一」の要旨は、著作権法96条は「レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する」ことを規定するところ、ここにおける「専有」権という概念が著作権法上明らかでなく、また、いかなる場合に右専有権が「侵害」（同法112条1項）されたといえるかも著作権法上明らかではないから、これらの解釈に当たっては著作権法の目的、趣旨に沿って解釈すべきであるとの前提に立った上で、著作権法がレコード製作者にレコードの複製権を認めた趣旨は「レコード製作者の音源制作活動に作詞家・作曲家の音楽創作活動等に準じた創作性を認め、レコード製作者に対し自己が製作した音源の複製に関する排他的支配権を保障し、レコード製作者が当該音源の独占的販売による経済的利益を確保できるようにすること」にあるから、レコード製作者の音源の複製に対する排他的支配の状態を妨害し、レコード製作者による当該音源の独占的販売による経済的利益の確保を阻害することとなる行為は、それが同法2条1項15号が規定する「複製」に直接当たらない行為であっても、レコード製作者の複製権を「侵害」するものといえる、というものである。「複製権侵害」を本論脈において規範的に再構成する試みといえよう。

また、「解釈その二」の要旨は、著作物等を複製する行為を具体的な態様の側面から分析すると、

- ア 既存の著作物等に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるもの  
有形的な再製により、利益を享受しようとする意思に基づき、
- イ 既存の著作物等へアクセスし、

ウ アクセスした既存の著作物等の内容及び形式を知覚し、  
エ 知覚された既存の著作物等の内容及び形式を記憶ないし記録し、  
オ 記憶ないし記録された既存の著作物等の内容及び形式を伝達し、  
カ 伝達された既存の著作物等の内容及び形式を有体物に物理的に固定する、  
の一連の行為からなる。この一連の行為のうち、前記イないしオの行為を行う者と  
前記カの行為を行う者とが異なる場合であっても、前者が前記アの意思に基づいて、  
後者を自己の手足として利用していると認められる場合には、前者が、自ら複製行為  
の実質的部分を実行しながら、後者を自己の手足として利用することによって、全体  
として一連の「複製」行為を行っていると実質的に評価できるというものである。刑法  
における間接正犯に類した主張といえよう。

(2) これに対し、被告は、次のように反論する。

有体物の物理的固定は、被告ではなく受信者が行っているに過ぎない。そして、  
これを被告の行為を評価するためには第三者による物理的固定行為が被告によるもの  
と同視されるに足りるだけのものであることが必要であるのに、原告らはこれを必要  
としないとする点で失当である。

また、「自己の手足として利用している」というために、原告らは、物理的録音行  
為を支配ないし管理している必要はなく、積極的に援助、誘引、助長等して物理的録  
音行為に至らしめれば足りるとするが、「支配、管理」を帮助もしくは教唆またはそれ  
よりもさらに加担の度合いが弱い概念に置き換えてしまうもので失当である。

(2)争点2に関する当事者の主張（保有サーバへの収録）

102条1項はレコード製作者に対し44条1項を準用しているところ、44条1項は次のとおり定める。「放送事業者は、第23条第1項に規定する権利を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送することができる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。」被告による保有サーバへの収録は複製にあたるが、上記条項によ  
って許容されるか否かが争点である。

① 原告らは次のように主張する。

- ・本件番組は、そのサービス形態からみて、まさにレコード製作者の製作に係る音  
源そのものの無断販売にほかならず、商業用レコードの売行きを低下させるもので  
あり、しかも、純粹に営利を追求して、レコード製作者の成果にただ乗りしながら、  
これと不正競業しているものである。
- ・著作権法の規律の観点からは、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信され  
ることを「目的として行う」（著作権法2条1項8号）とは、単に公衆によって同一  
の内容の送信が同時に受信される（更には送信内容が視聴される）ことのみを目的  
として行うことを意味しているものと解すべきであり、本件番組のように、多数  
の契約受信者が本件各音源の同等品を取得するに至ることを認識、認容しながら、  
これにより営業上の利益を得ることを意図して、これらの契約受信者による本件各  
音源の同等品の取得行為を惹起し、かつ、営業上の利益を得ている場合には、公衆  
によって同一の内容の送信が同時に受信されることを「目的として行う」ものとは  
いえないというべきである。

したがって、被告による本件番組における保有サーバへの本件各音源の収録は、  
著作権法44条1項にいう「放送」のための録音に該当するものではない。

・著作権法44条1項にいう放送「のための」録音とは、録音物を専ら具体的に特  
定された放送番組のためにのみ使用することを目的として録音を行うことを意味  
しているものと解すべきである。

・当該録音物を他の放送番組のために将来再度使用することをも目的として併有し  
ているような場合も、著作権法44条1項にいう放送「のための」録音に該当する  
ものではない。

・著作権法44条1項にいう放送のための「一時的」な録音とは、録音物を具体的に特定された放送番組のために使用した後に、当該放送における使用の実態に即して、必要かつ相当な期間内に廃棄すること予定して録音を行うことを意味しており、右期間が6か月を超えることが、著作権法第44条3項において明らかにされているものと解すべきである。

よって、44条1項は適用とならず、複製権を侵害する。

② これに対し、被告は44条1項が適用されるとする。

- ・本件番組の公衆への送信は、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信であるから、著作権法2条1項8号の「放送」に該当し、同法44条1項にいう「放送」にも該当する。
- ・被告による本件各音源の保有サーバへの収録は、放送を予定している番組の放送日程に合わせて、放送予定の特定の楽曲のみについて行なわれるものであるから、被告が「自己の放送のために」行っているものといえる。
- ・著作権法44条1項における「一時的」とは、永続的でないことを意味するものと解すべきところ、本件番組における音源の保有サーバへの収録は、右のような実態に照らし、永続的なものとはいえないから、同条項の「一時的な録音」に当たるというべきである。

(3)争点3、損害額 [省略]

4. 裁判所の判断 — 同じく第二事件 (19556号)

(1)争点1 (受信者によるMDへの録音)

① 原告の「解釈その1」に対し。

著作権法96条は、レコード製作者が、自らの製作に係るレコードを有形的に再製する権利を専ら有していることを規定するにすぎないのであり、したがって、ここから導き出されるレコード製作者の権利とは、その製作にかかるレコードを自ら自由に有形的に再製することができるとともに、その意思に基づかずに他人が右レコードを有形的に再製することを禁止し得るという権利であるといえる。してみると、右のようなレコード製作者の複製権を「侵害」する行為として、同法112条1項による差止請求等が認められる行為とは、レコード製作者の意思に基づかずにその製作に係るレコードを有形的に再製する行為にはかならないものというべきである。

原告らは、レコード製作者がそのレコードの複製に関して「専有権」なるものを有するとの前提に立った上で、その専有権の内容をレコードの複製を排他的に支配し、その独占的販売による経済的利益を確保する権利として位置付け、かつ、右のような専有権との関係で「侵害」の成否を論じるが、これは、権利の帰属態様が排他的であることを表す「専有する」との文言を、あたかも権利の内容が複製に係る利益を排他的に支配するものであることを表すかのごとく理解することを前提とするものであり、その前提において誤りがあるといわざるを得ない。

「レコードを複製する権利」を侵害する行為であるか否かは、それがレコードを「複製」する行為であるか否かによるものとするのが著作権法の採る立場なのであって、これを離れて、同条の実質的趣旨のみを根拠に、複製権侵害行為の範囲を拡張するがごとき解釈は、法律解釈の限界を超えるものといわざるを得ない。

② 原告の「解釈その2」について

原告は、「複製」行為を分析するが、その本質的部分は最終的に著作物等を有体物に物理的に固定する部分であることは明らかであり、それ以外の部分はそれ自体として独立してみれば本来的に複製行為としての性質を持つものではない。本件番組において、被告が本件各レコードを使用して本件各音源をサーバに収録し、さらに右サーバを使用して本件各音源を無線送信する行為は、本来、放送事業者がレコード製作者との関係においてその許諾を要せずに自由に行い得る放送行為又はこれに付随する

準備行為として行われるものにほかならないのであって、他方、右送信を受信した受信者がこれを録音するに至るか否かは右受信者個々人の自由意思に係る不確定の事項なのであるから（しかも、本件においては、右送信にかかる音源の大部分が受信者によって現に録音されているという具体的な事実を認めることもできない。）、結局のところ、被告の右行為は、専ら受信者による本件各音源の録音に向けて行われるものとはいはず、これに至る一連の段階的な経過として評価し得るものではない。なるほど、受信者による録音が現に行われた場合のみを前提とすれば、被告による前記のような行為が受信者による録音を招来させたという関係が認められるものといえるが、前記のとおり、右のような事態は、被告の右行為による必然的な経過として生じるものではなく、受信者個々人の自由意思に基づく選択によって結果的に生じるものにすぎないのであるから、このことによって、被告の右行為が一般的に専ら受信者による録音に向けられたものであるといえないことは明らかである。

さらに、被告らが受信者を「手足として利用して」録音行為をさせているか否かについては、被告が本件番組において本件各音源を送信しこれを受信者がMDに録音する場合における、被告と受信者との間の関係をみると、被告と受信者との間には、被告がその送信に係る本件番組の受信を受信者に許諾し、これに対して受信者が一定の受信料を支払うという契約関係が存するのみで、受信された音源の録音に関しては何らの合意もなく、受信者が録音を行うか否かは、専ら当該受信者がその自由意思に基づいて決定し、自ら任意に録音のための機器を準備した上で行われるものであって、被告が受信者の右決定をコントロールし得るものではないことからすれば、被告が受信者を自己の手足として利用して本件各音源のMDへの録音を行わせていると評価しうる程度に、被告が受信者による録音行為を管理・支配しているという関係が認められないことは明らかである。

本件番組のサービス形態は、右録音を誘引、助長する面があることは否定できないものの、これによって、右録音を行うか否かについての受信者の自由意思が排除されるものではないから、被告が受信者を自己の手足として利用しているといえるだけの管理・支配の関係をもたらすものとはいえない。

## (2)争点2（保有サーバへの収録）

著作権法における「放送」に当たるか否かについては、44条のような規定形式からして、その定義規定に明示された送受信の態様のみによって判断すべきものとされていることが一義的に明確であるといえるから、これに当てはまるものは著作権法上の「放送」に当たるといわざるを得ない。

送受信の態様とは無関係な、放送行為者の意図やサービスの実態によって「放送」の範囲を限定する原告らの主張は、明らかに文理解釈の限界を超えるものであって、採用できない。

「放送のための一時的な録音」に当たるか否かについては、放送事業者による放送のためのレコードの一時的な録音をレコード製作者の複製権を侵害しないものとして認めた趣旨は、本来レコードを用いた放送はレコード製作者の許諾を要せず自由に行い得るものとされるところ（ただし、商業用レコードを用いた放送については、レコード製作者への二次使用料支払義務が生じる。）、他方において、放送が一般的に放送対象物の録音物・録画物によって行われることが通常であることから、具体的な放送に通常必要とされる範囲内でのレコードの録音行為は、その放送自体が自由に行い得ると同様の意味において、これを自由なものとして認めることにあるものと解される。したがつて、同条項におけるレコードの「放送のための一時的な録音」に当たるか否かを判断するに当たっては、当該録音が、その目的とされる放送の実態に照らし、具体的な放送に通常必要とされる範囲内のものか否かという観点から考察すべきものである。

運用の実態からすると、本件番組における音楽データの保有サーバへの収録は、特定の具体的な放送予定を前提として初めて行われるものであり、また、保有サーバに取

録される総曲数が限定され、放送されない曲はいずれは消去されるという運用システムの下で行われるものであるから、具体的な放送上の必要に応じ、その必要性の範囲内において行われているものということができる。

本件番組における音楽データの保有サーバへの収録は、その運用の実態に照らし、それがいずれ消去されることが予定されたシステムの下における収録であるという意味において「一時的」なものといえるものであり、また、具体的な放送に通常必要とされる範囲内において行われるものであるから、著作権法102条1項によって準用される同法44条1項における「放送のための一時的な録音」に当たると認められる。(運用の実態の詳細については判決そのものを参照されたい。)

(3)裁判所は次のように付言している。

「なお、本件の特質にかんがみ特に付言するに、本件における原告らの主張（とりわけ、争点1における主張）の趣旨は、本件番組の公衆送信がその実態からみて、著作権法がおよそ想定していない新しい形態のものであるが故に、これに著作権法の規定をそのまま当てはめると、レコード製作者である原告らの利益を不当に侵害し、その犠牲の下で本件番組を運営する被告に不当な利益をもたらすという実質的な利益の不均衡を生じさせることになるから、このような結果を生じさせないように、著作権法を実質的に解釈すべきであるというものであると思われる。」

しかしながら、当裁判所としては、著作権法の解釈論としては、前記のとおりの結論を探るのが相当であると考える。なるほど、原告らが主張するような本件番組の公衆送信の実態を前提とすれば、現状において、原告らと被告との間に、実質的な利益の不均衡が生じているとの原告らの主張も理解し得ないではないが、この点を著作権法の解釈に反映させようとする原告らの本件における主張は、法律の解釈論の枠を超えるものといわざる得ない。あえていえば、右のような実質的利益の不均衡を問題とする議論は、立法論として、又は、著作権法97条に基づく二次使用料の額の決定のための協議を行う際や文化庁長官による裁定を求める際に、主張されるべきことというほかはない。」

#### 4. 第一事件（17018号）との差異

- (1) 第二事件と共に株式会社第一興商のほか、日本デジタル放送サービス株式会社が被告とされている。
- (2) 同社は委託放送事業者（第一興商）や受託放送事業者（日本サテライト）から受託を受けてその作業の一部を行っていたものである。第一事件では、日本デジタルが放送行為の主体たりうるかという争点もあったが、別の論点で請求棄却されており、この争点は判断されなかった。
- (3) 請求の趣旨も微妙に異なるので挙げておく。

① 公衆送信の禁止（請求の趣旨第1項）。

「被告らは、被告日本デジタル放送サービス株式会社の衛星放送サービス「スカイパーフェクトTV」の一つとして被告株式会社第一興商が「スターデジオ100」（第400チャンネルないし第499チャンネル）の営業名で行っている公衆送信サービスにおいて、別紙音源目録記載の各音源をデジタル信号にて公衆送信してはならない。」

- ② 媒体作成禁止
- ③ 媒体廃棄
- ④ 損害賠償

(3)争点は3つ。

争点1 - 保有サーバにおける侵害（第二事件の争点2と同じ）

争点2 - 受信者によるMDへの録音は違法な私的複製の教唆・幫助（第二事件の争点1と同じ点につき、理論構成を異にしている。）

争点3 - 被告らの送信により、受信者の保有する受信チューナー内のRAMに

複製した、か（新しい争点）。

(4)① 上記争点1について、原告らの主張の表現は相当第二事件のそれと異なるが、裁判所の判断は以下の点を除き異なる。

(ア)リクエスト送信と異ならないと原告らは主張するが、聴取者が番組プログラムの範囲内において、都合のよい時間帯に好きな楽曲を受信・聴取することができ、聴取者にとってみれば、結果的にリクエスト送信に近い利便性が得られるという事情を指摘するものにすぎず、そのことが、本件番組において、各チャネルごとに同一の内容の送信が行われ、それが公衆によって同時に受信されているという、送受信の態様に影響を及ぼすものではないから、原告らの右主張は採用できない。

(イ)原告は著作権法立法時の利益状況と異なると主張するが、平成9年法改正にあたっても、結局「放送」の基準を送受信の態様の点のみに求める立場をとったもので、採用できない。

(ウ)原告らは、被告第一興商は著作権法の「放送事業者」にあたらないと主張するが、被告第一興商は、本件番組の送信に当たって、送信される素材の収集や番組の編成など番組の送信過程の主要部分を自ら行っており、本件番組の送信の主体ということができる。

② 争点2（違法な私的複製の教唆・帮助）について

受信者の複製行為は、30条1項で許容される「私的使用のための複製」にあたるから、複製権侵害とならない。よって、その教唆・帮助も問題にならない。

③ 争点3（RAMへの「複製」）について

著作権法上の「複製」、すなわち「有形的な再製」に当たるためには、将来反復して使用される可能性のある形態の再製物を作成するものであることが必要であると解すべきところ、RAMにおけるデータ等の蓄積は、一時的・過渡的な性質を有するものであるから、RAM上の蓄積物が将来反復して使用される可能性のある形態の再製物といえないことは、社会通念に照らし明らかというべきであり、したがって、RAMにおけるデータ等の蓄積は、著作権法上の「複製」には当たらないものといえる。

本件番組における音楽データが受信チューナーのRAMに蓄積される過程は、右蓄積が前記のような一般的なコンピュータのRAMにおけるデータ等の蓄積と同様に一時的・過渡的なものであることは明らかであるから、本件番組において受信された本件各音源を受信チューナーのRAMに蓄積する行為は、著作権法上の「複製」には該当せず、したがって、原告らが有する本件各レコードについてのレコード製作としての複製権を侵害するものではない。

## 5. コメント

本件は、デジタル化、ネットワーク化によって著作物の存在、流通形態に生じた変化にいかに対応するのかにつき重要な論点を提供している。裁判所は、原告らの「実質的」解釈論を斥けて、著作権法のオーソドックスな解釈を行ったと言つてよいだろう。原告らの求める裁判内容は、実現すべしとしても法改正等によるべきだとしている。法律の想定していないような事態に法解釈としてどこまでの対応ができるか（すべきか）は大変難しい問題であるが、本件の裁判所は、著作権法の解釈においては自由利用を原則としてみているのではないかと思われる。

O

O